

# 受動喫煙による 健康被害をなくそう!

健康増進法、静岡県受動喫煙防止条例に基づく、新しい受動喫煙防止対策が始まっています。  
望まない受動喫煙を防ぐため、御理解と御協力をお願いします。

事業所・職場・飲食店・デパート・  
娯楽施設・ホテル・旅館 等

## 原則屋内禁煙

※喫煙専用室、  
加熱式たばこ専用喫煙室設置可

大学・病院・薬局・介護老人  
保健施設・行政機関の庁舎 等

## 原則敷地内禁煙

※屋内禁煙  
※特定屋外喫煙場所設置可

幼稚園・小学校・中学校・  
高等学校・児童福祉施設 等

## 敷地内禁煙

※特定屋外喫煙場所設置不可  
(努力義務)(静岡県受動喫煙防止条例)

### 喫煙室の標識掲示



施設内に喫煙室がある場合、喫煙室の出入口及び施設の出入口に  
標識掲示が義務付けられています。

飲食店は、禁煙の場合も標識掲示をお願いします。(静岡県受動喫煙防止条例)

### 喫煙室の技術的基準

喫煙室は、たばこの煙の流出を  
防ぐために右の①～③の技術的  
基準を満たす必要があります。

- ①入口における室外から室内への  
風速が0.2m/秒以上
- ②壁、天井等によって区画されている
- ③たばこの煙が屋外に排気されている

### 喫煙場所への 20歳未満の立入禁止

20歳未満の方は、従業員も利用者・客も喫煙場所に  
立ち入らせることはできません。



新しい受動喫煙防止対策に関するご質問、ご相談は、  
静岡県受動喫煙防止対策コールセンターにお問合せください。

☎ 054-252-0007



受付

令和2年7月1日～令和3年3月31日(土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)  
午前8時30分～午後5時15分 ※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。

静岡県受動喫煙防止条例については、  
静岡県健康増進課ホームページをご覧ください。

静岡県 受動喫煙

検索



改正健康増進法については、  
厚生労働省ホームページをご覧ください。

なくそう!望まない受動喫煙

検索



煙を配らず、気を配ろう。

もっと健康長寿に!  
静岡県

静岡県 健康増進課

Fax

054-221-2142

E-mail

kenzou@pref.shizuoka.lg.jp